# 秋田県外での定期予防接種を希望される方へ

里帰り等の理由により、秋田県外で定期予防接種を希望する場合、事前に湯沢市が発行する「定期予防接種実施依頼書」が必要です。この依頼書は、予防接種による健康被害が生じたときに、湯沢市が責任を持って救済を行うために必要なものです。

また、接種後、申請により定期予防接種費用の助成（上限あり）を受けることができます。

## ①　事前確認

接種を受ける滞在地の自治体（市町村）の予防接種担当課に「定期予防接種実施依頼書」のあて先は、自治体か、医療機関かをご確認ください。
※依頼書の宛先が医療機関の場合は、接種を希望する医療機関の名称や住所、電話番号等をご確認の上、申請してください。

## ②　依頼書の交付申請（郵送での申請可）

子ども未来課に「定期予防接種実施依頼書交付申請書」（市ホームページからダウンロードできます）をご提出ください。

## ③　依頼書の交付（約２週間かかります）

子ども未来課から申請書に記載された依頼書送付先へ「定期予防接種実施依頼書」をお送りします。

## ④　接　　種

滞在地の医療機関等で接種を受けます。接種費用は一度、ご負担いただきます。接種後は「予診票」の写しをお受け取りください。予診票の写し、領収書と明細書は大切に保管してください。

【接種を受ける際の持ち物】
定期予防接種実施依頼書（依頼書の送付先が滞在先自治体の場合は持参の必要はありません）
母子手帳・市からお渡しする予診票（妊婦さんの RS ウイルス用は母子手帳交付時にお渡ししてあります）

## ⑤　書類の提出（郵送での提出可）

子ども未来課へ以下の書類を提出してください。
１．予診票の写し
２．【費用の助成を申請する場合】「定期予防接種費用助成金交付申請書兼請求書」（市ホームページからダウンロードできます）及び「領収書（原本）」
※「領収書」に被接種者の氏名と予防接種名及びそれぞれの費用が明記されているかご確認ください。
※接種後（複数の接種を受ける場合は最後の接種日の）なるべく１か月以内に書類を提出してください。年度をまたぐ場合は、３月分まで一旦提出いただき、改めて４月以降分を提出してください。

## ⑥　助成金決定通知及び助成金の支払い

申請から約１か月後、子ども未来課から決定通知書をお送りし、助成金を指定口座へ入金します。
助成金は、湯沢市が委託する医療機関における予防接種委託料額を上限としています。

【問い合わせ先】湯沢市子ども未来課（こども家庭センター）子ども子育て応援班
〒012-8501　湯沢市佐竹町１番１号　　電話 0183-55-8275